# 工業管理と経済改革

本章と次の第5章では、生産および経済建設の状況を扱ってきたこれまで の章とは異なり、朝鮮社会主義経済における経済管理と企業組織に関する分 析を行う。

一般的に社会主義計画経済においては行政機関が企業に対して生産目標を出し、企業はそれにしたがって生産活動を行う。行政機関の主な任務は、企業の生産目標を含めた計画を作成することと、企業に生産目標を完遂させることである。計画遂行において、独立採算制を実施する企業は生産目標を完遂する義務を負う一方、行政機関はそのような企業の遂行情況を把握しそれに関する指導を行うことになる。

朝鮮民主主義人民共和国の計画経済の仕組みについては、「大安の事業体系」といった企業内党委員会の役割と組織構造や「計画の一元化、細部化」といった国家計画を作成する過程に着目した研究(成守一 [1979a, 1979b, 1979c]、高瀬 [1972]、永安 [1976]、高昇孝 [1978: 159-236])、そして、企業の独立採算制に関する研究がなされてきた(姜日天 [1986, 1987a, 1987b])。しかし、行政機関がいかにして企業の計画遂行状況を把握して指導するかという問題については、よくわかっていない。

行政機関が国営企業を指導,統制する仕組みについて,平壌で出版された 最近の経済学の教科書では「生産部門別工業指導体系と地域別工業指導体系 を正しく配合すること」が重要であると強調されている。生産部門別工業指 導体系とは「企業がどの地域に配置されているかに関係なく,該当する生産 部門の企業を国家的範囲で一つの専門的な経済管理機関が統一的に指導・管 理する」というものであり、地域別工業指導体系とは「一定の地域にあるす べての部門の工場,企業が一つの地域的経済管理機関によって指導・管理される」というものである(朝鮮労働党出版社 [1999: 434-437])。この教科書では具体的にどのような「配合」がなされているかということについてはまったく言及されていないが、朝鮮社会主義経済の形成および発展の過程においては、工業管理に関して、中央機関による部門別の管理と地方機関による地域別の管理という2つの力学が存在してきたことがわかる。そして、最近、価格と賃金の大幅引き上げ措置によって知られるようになった経済改革の動きは、後述するように、こうした工業管理の問題と大きく関連するものである。

経済改革の内容は、価格と賃金の改定措置のみならず、経済計画に関する措置や農業経営に関する措置、企業経営管理に関する措置など多岐にわたる(県民学 [2003])。これらの措置がとられたことは2002年7月の価格と賃金の改定措置によって知られるようになったが、実際に、工業管理に関する変化はこれより前に起こっていた。そこで、ここでは朝鮮社会主義経済における工業管理体系の形成および変遷の過程を分析して、最近の経済改革が工業管理に関していかなる意味をもっているかを明らかにしてみよう。なお、工業管理体系と企業連合の関係については次章で扱うことにしたい(1)。

# 第1節 部門別工業管理体系の形成

北朝鮮地域における工業管理体系の起源は、ソ連軍政下にあった1945年11月19日に行政10局の一つとして産業局が設置されたことである。産業局はソ連軍司令部命令にしたがって、12月9日に「国有企業許可制に関する布告」(1945年12月9日付)を発表し、これによって国有企業はその運用方針や幹部の選定、技術者の配置等に関して産業局の許可を要することになった(柳文華 [1949: 16]、大陸研究所 [1990c: 154])。これは、ソ連軍の進駐とともに各地方に成立した自治組織が日本人所有企業を接収して管理していたものを国

有企業として産業局に集中させる措置であり<sup>(2)</sup>、中央行政機関による部門別工業指導体系を構築する第一歩となった。

産業局は、1946年2月8日に設立された北朝鮮臨時人民委員会に継承された。北朝鮮臨時人民委員会は8月10日に重要産業国有化に関する法令を発表し、10月30日にソ連軍政当局からかつて日本人所有であった工場、水力発電所、銀行、およびその他の施設、計1034個を引き受けた。11月30日には北朝鮮臨時人民委員会決定第124号「国有企業場管理令」が発表されたことにしたがって、国有企業内のすべての権限が「企業責任者」に集中され、「企業責任者」は産業局に服従することになり、12月1日からこの決定が実施された(大陸研究所 [1990c: 161-162];キム・ヂョンイル [1958: 107])。後にこの体系は「支配人唯一管理制」と呼ばれるようになる<sup>(3)</sup>。

産業局は1947年2月22日に設立された北朝鮮人民委員会にそのまま継承された。そして、1948年9月9日に朝鮮民主主義人民共和国憲法が制定され、最高人民会議によって選出された内閣が北朝鮮人民委員会の機能を引き継ぐことになり、内閣は地方の人民委員会を指導する権限をもつことになった

図4-1 1948年憲法による国家機構図

最高人民会議 [直接選挙により選出] 」(選挙) 内閣 ↓(指導) 道人民委員会 [直接選挙により選出] ↓(指導) 市・郡人民委員会 「直接選挙により選出] ↓(指導) 面人民委員会 [直接選挙により選出] ↓(指導) 里人民委員会 [直接選挙により選出]

(出所) 1948年憲法により筆者作成。

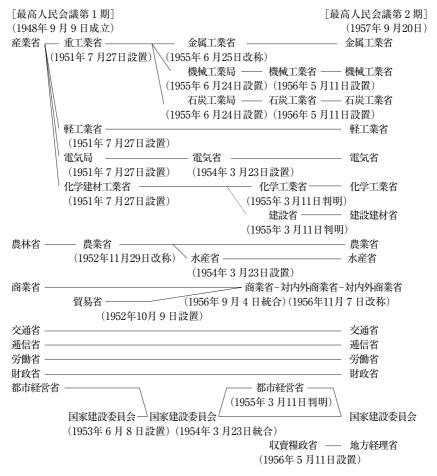
(図4-1)。内閣の成立とともに産業局は産業省として継承された(図4-2)。 産業省の下には部門別に管理局が置かれ、国有企業の管理・指導に当たった<sup>(4)</sup>。

1950年6月25日から53年7月27日までの戦争の時期に、工場の移設や戦時の生産動員の必要性によって、内閣の産業省は廃止され、代わって内閣に重

図4-2 行政10局の設置から最高人民会議第1期までの局(省)構成 [北朝鮮臨時人民委員会] [北朝鮮人民委員会] [最高人民会議第1期] (1945年11月19日設置) (1946年2月8日設置) (1947年2月22日設置) (1948年9月9日成立) 農林局 ————— 農林局 ————— 農林局 — —— 商業局<sub>「</sub> 商業局 一二二 商業省 糧政部 — 糧政部 -(1946年7月10日設置) 逓信局 \_\_\_\_\_\_ 逓信局 \_\_\_\_\_ 逓信局 \_\_\_\_\_ 逓信省 保健局 \_\_\_\_\_\_ 保健局 \_\_\_\_\_ 保健局 \_\_\_\_\_ 保健省 一 司法省 保安局 ————— 内務局 ———— 内務省 民族保衛局 —— 民族保衛省 (1948年2月4日設置) 企画部-企画局 ———企画局 —— 国家計画委員会 (1946年12月23日設置) 官伝部 ————— 官伝部 — 官伝局 ——— 文化官伝省 (1948年2月7日設置) 労働部 — 労働局 — 労働局 — 労働省 (1946年9月14日設置)(1947年1月24日設置) 幹部部 — 幹部部 (1946年7月10日設置) 総務部 人民検閲部 ———— 国家検閲省 都市経営部-都市経営局-都市経営省 (1948年2月7日設置) 外務局 — 外務省 貿易委員会 —— (1947年1月9日廃止) (1946年7月10日設置)

工業省, 化学建材工業省, 軽工業省および内閣直属の電気局等が設置され, 部門別に細分化された。細分化の動きは戦後復旧時期にも続き, 1955年3月31日の内閣構成法で工業生産に関連する省は金属工業省, 電気省, 軽工業省, 化学工業省, 機械工業省, 石炭工業省となった(キム・ジェギョ[1963:40-41])(図4-3)。

図4-3 経済関連省の変遷(最高人民会議第1期)



生産部門別工業指導体系の形成にしたがって計画を立てる機関も拡大してきた。北朝鮮臨時人民委員会では当初、企画部が設置されていたが、これが1946年12月23日に企画局に格上げされた(大韓民国文教部国史編纂委員会[1987:81-83])。

企画局は「1947年度北朝鮮人民経済復興と発展に関する予定数値」を作成 し、北朝鮮道・市・郡人民委員会大会2日目である1947年2月19日にこれが 採択された。企画局は、2月22日に設立された北朝鮮人民委員会でそのまま 維持され、1948年9月9日に朝鮮民主主義人民共和国政府が樹立されると内 閣の国家計画委員会になった。

部門別工業指導体系と国家計画体系は税金制度によって裏付けされた。 1947年2月27日に税金制度が確立し、国有企業に対して製品の取引に関する「取引税」と利益に関する「利益控除収入」(法人税に相当)を徴収する権限が中央行政機関に属するようになった(大陸研究所 [1990b: 98-110])。1974年4月1日に税金制度は全廃されたが、取引税は「取引収入」に、「利益控除収入」は「国家企業利益金」としてその後も実質的に継承された<sup>(5)</sup>。

# 第2節 地域別工業指導体系の部分的導入

経済管理において生産部門別工業指導体系が成立しているところに,1950年代末には地域別工業指導体系が部分的に導入されるようになった。それは,全般的な経済規模の拡大と地方産業の急速な発展とともに,政治的・軍事的指導者である金日成が工業配置についての自身の考えを実現しようとした結果でもあった。

金日成の工業配置に関する構想は、戦争の経験から生まれたものであった。 戦後復旧に関連する問題が討議された1953年8月5~8日の党中央委員会第 6次全員会議で金日成は会議初日に演説を行い、工業施設を軍事上「万一、 敵の侵攻を受けたとしても終局的に守り抜くことができる地点」に配置しな ければならず、「原料供給や製品を簡単に運搬できるような交通に便がよい地点」に配置しなければならないと述べた(金日成 [1956: 4-5])。こうした工業施設の地方への分散を支えるためには、道人民委員会あるいは市・郡人民委員会が管轄する地方産業の発展が必要であった。地方産業の発展については、12月14日の朝鮮労働党中央委員会常務委員会第11次会議で地方産業の発展に関していくつかの対策が講じられた(国史編纂委員会編 [1998b: 503-508])。また、1954年10月30日には、憲法の改正によって地方に人民会議が設置された(図 4-4)。

地方産業の発展のための対策は中央行政機関の肥大化に対する対策と組み合わせて考えられるようになった。戦後人民経済復旧発展3カ年計画(1954~56年)と人民経済発展5カ年計画(1957~60年)が超過達成されるほど経済規模が拡大したこと、また、農業協同化と商工業者の社会主義的改造が進み、1958年8月末にはすべての生産手段が国有または協同所有となったことで、中央行政機関の機構が膨張してその業務が煩雑化していった。その一方では、この時期に急速な地方産業の発展が見られるようになり<sup>(6)</sup>、地方行政機関ではこれに対応する人員の不足が目立ってきた(金祥鶴・朴永根[1959])。

図 4-4 1954年10月改憲による国家機構図



(出所) 1954年に改定された憲法により筆者作成。

(注) 面級の機関は1952年12月22日の最高人民会議常任委員会 政令により廃止。 中央行政機関と地方行政機関のそれぞれの問題を同時に解決に導くための方法として、まず、中央行政機関の業務量と人員を減らして、その人員を地方行政機関に移すことになった。この動きは、1958年6月23日に内閣命令第56号「国家機構の行政事務を簡素化するための準備作業を進めることについて」の発表を起点として始まった。この内閣命令にしたがって中央行政機関の「余剰人員」が地方行政機関に移されることになった(キム・ジェギョ[1963: 55])。農村では10月11日の内閣決定第125号で、農業協同組合(後に協同農場)が里単位に統合され、農業協同組合管理委員長(後に協同農場管理委員長)が里人民委員会委員長を兼任することになった。

さらに、1959年8月に数回にわたって開催された党中央委員会常務委員会では地方工業体系の確立に関する問題が討議され(『労働新聞』1959年8月31日)、8月31日には内閣で「地方工業体系を確立して中央省(局)の機構と管理体系を改編することについての決定」が採択された。この決定によって、中央行政機関から多くの企業が地方行政機関に移管されるようになり、また、細分化されていた中央行政機関の統合が進められることになった(『労働新聞』1959年9月2日)。そして1960年4月に重工業委員会と軽工業委員会が設置されて、これらに工業生産に関連する省、局が統合された(図4-5)(キム・ジェギョ [1963:58])。

金日成は中央行政機関から地方行政機関に移管された地方工業をそのままにしておく気はなかったようである。金日成は地方の人民委員会とは別に中央の代理人として地方の経済全般を管理・指導する機関を設置しようとする動きを始めた。金日成は1960年1月7日に、平安南道党委員会全員会議の席で「道人民経済委員会」を設置する構想を発表した。その構想では、「道人民経済委員会」委員長は道党委員会委員長が兼任し、地方工業企業だけではなく中央直轄企業までその活動を指導するものであった。そして、金日成はこれを「道に駐在する党と国家の常設的全権代表」と呼んだ(『金日成著作集(14)』1981年刊行、41ページ)。さらに15日に開かれた党中央委員会常務委員会で金日成は「道経済指導委員会」を設置することを指示した。この「道経

図4-5 経済関連省の変遷 (最高人民会議第2期)



済指導委員会」は、その委員長を道党委員会委員長が兼任し、道内の地方工業企業と中央直轄企業の活動を指導するのみならず、農業、水産業を含めた道内の全般的な経済活動を指導するものとされた(『金日成全集四』1999年刊行、68~71ページ)。この両者は内容も発表の日付も近いことから、まったく同じものだと見てよい。

金日成の構想の実現は部分的なものにとどまった。1961年9月に開かれた 党第4次大会で金日成は11日に報告を行ったが、そこで地方経営工業と地方 建設を管理する道経済委員会を設置したことを発表した(『労働新聞』1961年 9月12日)。

道経済委員会は、金日成が「道人民経済委員会」「道経済指導委員会」と呼んだ構想とは異なり、その権限が道内の国営企業に及ぶものではなかったが、これを通じて道党委員会が人民委員会とは別に企業の活動を指導するものとなった。金日成はそうした道党委員会の権限が国営企業の内部にまで至るように工場党委員会の機能を拡大させる措置を講じた。1961年12月に大安電気工場党委員会に対する現地指導を通じて金日成は、それまでの支配人唯一管理制に代わって、工場党委員会が工場のすべての活動を指導する「大安の事業体系」を確立させ、これを全国的に普及させた。

しかし、道経済委員会のほうは結局うまく機能しなかったようである。 1962年1月には、道経済委員会の下にあった郡経済委員会が廃止され、代わって地区地方工業経営局が設置された。さらに、8月には、道経済委員会も道地方産業総局に縮小された。道地方産業総局は中央の軽工業委員会の傘下におかれた(ホン・グクピョ [1963: 162-164])。道経済委員会が担当する当時の地方経済の規模は道党委員会が直接指導するほどには大きくなかったのであろう。1960年代終わりになると、道地方産業総局は軽工業委員会から離れて道人民委員会の下の地方産業管理局となった(『金日成著作集四』1983年刊行、64ページ)。

金日成の構想が本来の形に近いところで実現したのは農業に関してであった。1961年12月22日の内閣決定第157号「農業協同組合経営委員会を組織す

ることについて」により、各郡に農業協同組合経営委員会(後に郡協同農業経営委員会)が1962年1月20日までに設置された。一方の郡人民委員会は農業を指導する権限がなくなり、その機能は住民の福祉や地方文化の発展などに限られるようになった<sup>(7)</sup>。さらに、1962年7月に道農村経理委員会が設置され、地方行政機関の体系とは分離した農業管理体系が確立した(社会科学院歴史研究所 [1982: 66]、ホン・グクピョ [1963: 164])。

#### 第3節 地域別工業管理体系の確立

地方工業体系や農業指導体系の整備など中央行政機関の膨張に制動をかけようとする努力が行われたにもかかわらず、とくに機械工業、軽工業を担当する中央機関ではその動きが止まらなかった。1960年に設置された重工業委員会は1962年に機械工業省、金属化学工業省、電気石炭工業省に分離し、さらに、1967年には金属化学工業省が金属工業省と化学工業省に分離した。また、軽工業委員会も変遷を重ねて1967年には紡織・製紙工業省と食料・日用品工業省とに分離し、重工業部門と同様、細分化を続けた。こうした動きに対して、1972年12月25~28日に開催された最高人民会議第5期第1次会議では、細分化された工業部門の中央機関が重工業委員会、機械工業委員会、軽工業委員会などに再び統合されることになった(図4-6、4-7)。

1972年末の再統合は憲法の改正を伴うものであった。中央機関では内閣の機能が、国家主席が直接指導する中央人民委員会という政治機関と政策の執行にあたる政務院という行政機関とに分けられた。これは内閣首相であった金日成が国内の行政を離れて統一問題と外交問題に専念しようとする意向が反映されたものであった(『金日成全集60』2005年刊行、417ページ)。そして、地方機関でも中央機関の形に合わせて、従来の地方人民委員会の機能が、政治機関としての新たな人民委員会と行政機関としての行政委員会に分けられた(図4-8)。また、里人民委員会が廃止されたが、これはすでに里単位に

### 図4-6 経済関連省の変遷(最高人民会議第3期)

[最高人民会議第3期]	-	最高人民会議第4期]
(1962年10月23日成立)		1967年12月16日成立)
国家建設委員会 ————————————————————————————————————		- 国家建設委員会
国家科学技術委員会 ————————————————————————————————————		- 国家科学技術委員会
軽工業委員会 — 国家軽工業委員会 — 軽工業省——	— 紡織・製紙工業省 —	- 紡織・製紙工業省
(1964年1月5日改称)(改編時期不明)	∖(1967年1月30日設	置)
	食料・日用品工業省	一食料・日用品工業省
	(1967年1月30日設	置)
農業委員会 —————		農業委員会
金属化学工業省——— 金属工業省————		金属工業省
\		
(1964年12月 4 日設置) 化学工業省 ————————————————————————————————————		化学工業省
(1964年12月4日設置)		
(======================================		鉱業省
電気石炭工業省 ————————————————————————————————————		電気石炭工業省
機械工業省-機械工業委員会-機械工業省 ———	_ 第1機械丁業省	
(1963年7月30日設置)(1964年12月4日設置		
(1505   17,150日民邑) (1501   12/1 1日民邑	第2機械工業省 —	.,
	(1967年1月30日新記	
	(1307   17)30 日初月	~/ 建材工業省
水産省		水産省
林業省 ————		林業省
		建設劣
都市·産業建設省-(1963年1月8日廃止)農村建設省 (1963年1月8日廃止)		<b>建</b> 联百
交通省 — 交通運輸委員会 — — —		院海,海海少
(1964年12月4日設置)		住任 仰任日
鉄道省		鉄道省
(1964年12月 4 日設置)		<b> </b>
智易省 ————————————————————————————————————		貿易省
<b>通信省</b>		真勿有 逓信省
財政省		財政省
別以日		
问未有		商業省
1人具作成日		収賣糧政省
刀脚乍		労働省
都市経営省 ————————————————————————————————————		都市経営省
	1611mm to 7.11 A	国土管理省
	資材供給委員会 ——	
	(1967年1月30日設置	<u>t</u> )

図4-7 経済関連省(部)の変遷(最高人民会議第4期)

[最高人民会議第4期]	-	最高人民会議第5期]
(1967年12月16日成立)	(	1972年12月28日成立)
貝勿目		- 貿易部
金属工業省 ————	/	重工業委員会
電気石炭工業省 ————	//	
化学工業省 ————	/	MALD - MILT PA
第1機械工業省 ————	/	,機械工業委員会
	/	
(設置時期不明)		船舶工業委員会
建材工業省 —————		建材工業部
117大日	/	
小座1		水産省
紡織・製紙工業省 ― 紡織工業省 ―	//	軽工業委員会
(改編時期不明	//	
食料・日用品工業省 —— 地方工		
(1971年 3月 8 日		
	日用品工業省 ————	
	(1972年8月29日設置)	
農業委員会 —————		- 農業委員会
国家建設委員会 ————(7		
		— 建設部
鉄道省 ——————		7 交通逓信委員会
陸運・海運省 ―――		/
2010年		
労働省 ————		- 労働行政省
国土管理省 —————		- (社会安全部に統合)
国家科学技術委員会 ————(		
都市経営省 ————		7 人民奉仕委員会
10476 [	/,	/
収賣糧政省 ————	/	
資材供給委員会 ————		
	(改編時期不明)	

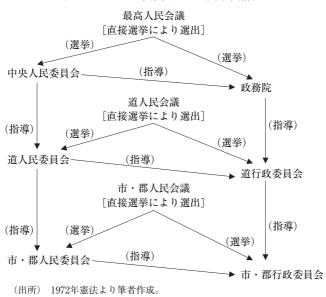


図4-8 1972年憲法による国家機構図

組織された協同農場の管理委員長が里人民委員会委員長を兼任するようになったことによって、協同農場が人民委員会の行政機能を吸収していたという 現実に沿ったものであった。

地方行政委員会は中央工業を管轄する権限をもたず、地方の経済指導機関としては、地方の人民委員会と中央の軽工業委員会との二重指導を受けて地方工業を担当する地方産業総局が置かれただけであった。ただし、金日成は「道経済委員会」構想を再び実行に移そうとした。1975年7月1日に金日成は中央人民委員会の中に経済委員会を設置するよう指示を出し、1976年2月27日には道人民委員会に経済委員会を設置するよう指示を出した(『金日成全集67』2004年刊行383~385ページおよび『金日成全集68』2005年刊行346~347ページ)。金日成の構想では、道人民委員会経済委員会は道党委員会にあった経済部署を廃止してその機能を吸収することになり、道人民委員会経済委員会の第1副委員長は道党委員会の経済担当秘書が兼任するというものであ

った。そして、12月15日にはこの道人民委員会経済委員会第1副委員長兼道 党経済秘書が新たに任命された。しかし、道党委員会では経済部署が抵抗し たようであり、この構想はうまくいかず、1977年末には道人民委員会経済委 員会は廃止された(『金日成著作集(33)』1987年刊行50~51ページ、『金日成全集(60)』 2005年刊行415~439ページ、『金日成全集(65)』2006年刊行385~389ページ)。こう して道内の経済全般を担当する機関の設置がうまくいかなかったことで、結 局のところ、1972年憲法の制定は中央機関の業務の煩雑化に対する歯止めと はならなかった。

1974年に重工業委員会から鉱業委員会が分離して、鉱業委員会はその傘下に石炭工業総局、鉱業総局、肥料鉱業総局、機械工業総局を収めた。その石炭工業総局は球場地区や咸鏡北道、价川地区、徳川地区などに経営局を置き、鉱業総局は黄海南道や慈江道に経営局を置いた<sup>(8)</sup>。重工業委員会は、1977年には金属工業部、電力工業部と化学工業部に分裂し、鉱業委員会は1980年に鉱業部と石炭工業部、第4機械工業部に分裂した。また、機械工業委員会もいくつかの変遷を経て1981年までには2つの部になった(図4-9、4-10)。

こうした中央機関の膨張と細分化に歯止めをかけるための措置の一つとして、1981年には、地域で中央直轄の国営企業までも網羅する全般的な工業管理体系を打ち立てることになった。各道に経済指導委員会が設置され、道経済指導委員会は道内にあるすべての工業企業の生産組織と生産活動を掌握して直接指導する権限をもつようになった。その一方で、中央機関である政務院委員会・省の役割は部門別に企業に対する技術指導を行うものとなった(リ・ジェホ [1982])。これにより、中央機関である国家計画委員会が企業に対して生産計画を下達し、地方機関である道経済指導委員会が日常的に企業の計画遂行情況を把握・指導して、中央機関の部門別機関の役割は企業に対する技術指導に限定された体系が形成され始めたのである。道経済指導委員会は地方に設置された管理局や経営局を網羅するようになり、政務院委員会・部ではこれまでの管理局に代わって、生産の技術指導を行う指導局が組織の中心になっていった<sup>(9)</sup>。

[最高人民会議第5期] [最高人民会議第6期] (1972年12月28日成立) (1977年12月17日成立) 国家建設委員会 国家科学技術委員会 重工業委員会 -金属工業部 化学工業部 電力工業部 鉱業委員会 — 鉱業委員会 (1974年10月14日判明) - 第1機械工業委員会——機械工業委員会— 機械工業部 -機械工業部 機械工業委員会-(1975年8月5日判明)(1977年11月19日判明) (1974年12月30日判明) <sup>∖</sup> 第 2 機械工業委員会 / (1974年6月14日判明) 第3機械工業部 (1974年6月14日判明) 船舶工業委員会 —— (不明) 軽工業委員会 -— 軽工業部 — 軽工業部 (1976年2月27日改編) 農業委員会 -農業委員会 交通逓信委員会 — 鉄道部 陸海運部 逓信部 水産部 -- 水産部 建材工業部 -- 建材工業部 人民奉什委員会 - 人民奉什委員会 財政部 ---- 財政部 貿易部 — - 貿易部 対外経済事業部 -- 対外経済事業部 建設部 建設部 労働行政部 — 労働行政部 資材供給委員会 \_\_ 資材供給部

図4-9 経済関連省(部)の変遷(最高人民会議第5期)

(1974年12月31日設置) (出所) 『朝鮮中央年鑑』『労働新聞』等により筆者作成。

こうした役割分担は、中央行政機関と地方行政機関との関係が緊密化されることにより強化された。1983年11月29日から12月1日まで開かれた党中央委員会第6期第8次会議では道経済指導委員会に対する「中央集権的指導」を強化する方針が提示された(『労働新聞』1983年12月2日、1983年12月17日)。道経済指導委員会は1985年5月に、道人民委員会からの指導と政務院からの

図4-10 経済関連省(部)の変遷(最高人民会議第6期)

[最高人民会議	第6期]	[最高人民会議第7期]
(1977年12月17	'日成立)	(1982年4月5日成立)
農業委員会 —		—— 農業委員会
鉱業委員会 —	√ 鉱業部	——— 採取工業委員会
	√(1980年10月1日判明)	
	石炭工業部 ————————————————————————————————————	_/
	(1981年1月2日判明)	
	第4機械工業部 — 第2機械工業部 —	
	(1980年6月5日判明)(1981年1月4日判明)	
機械工業部 -	─ 第1機械工業部	
	(1979年4月3日判明)	
	第3機械工業部 ————	
	(1979年11月21日判明)	
金属工業部		—— 金属工業部
電力工業部		—— 電力工業部
化学工業部		—— 化学工業部
建設部		建設部
国家建設委員会		国家建設委員会
建材工業部		建材工業部
軽工業部 —	軽工業委員会 ————————————————————————————————————	—— 軽工業委員会
	(1979年1月31日判明)	
鉄道部		—— 鉄道部
陸海運部		—— 陸海運部
水産部 —	水産委員会 ————————————————————————————————————	—— 水産委員会
	(1978年10月15日改編)	
人民奉仕委員会	-	—— 人民奉仕委員会
	↑都市経営部 ———————	——— 国土·都市管理委員会
	(1978年11月9日分離)	
	国土管理部 ————————————————————————————————————	
	(1978年11月 9 日社会安全部から分離)	
資材供給部		—— 資材供給部
逓信部		
財政部		—— 財政部
		貿易委員会
貿易部		—— 貿易部
対外経済事業部		—— 対外経済事業部
労働行政部		—— 労働行政部
国家科学技術委		
	資源開発部 ———————————	—— 資源開発部
	(1978年8月12日判明)	

指導を受ける道行政委員会と統合して道行政経済指導委員会となったことによって、いっそうその機能を強化した。同時に、道党責任秘書は道人民委員会委員長を兼任するようになり、国家機構上の指導体系と党組織上の体系が一体化した<sup>600</sup>。道行政経済指導委員会は、1992年4月に社会主義憲法が改正されたことに伴って、道行政経済委員会と改称されたが、その機能は維持された。

道の経済指導機関の機能を強化する、いま一つの要素は「地域別予算収納体系」の確立であった。この起源は1957年10月1日に、党が企業の法人税に相当する「利益控除金」(後の国家企業利益金)の納付制度を改編し、市・郡財政部で利益控除金の再計算事業を行うようになったことにあると思われる(『朝鮮中央年鑑』1958年版、130ページ)。これによって地方行政機関が当該地方内にある中央直轄企業の経営情況を把握するようになったようである。そして道経済指導機関が設置されると、道経済指導機関はその傘下の道財政機関を通じて中央直轄企業の経営状況を把握するようになったが、この制度の確立によって中央直轄企業が国家に納付する取引収入と国家企業利益金、そ

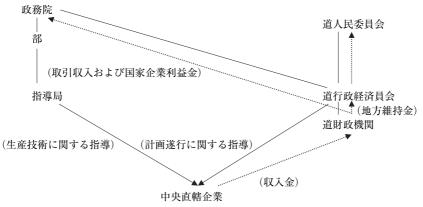


図 4-11 地域別工業管理体系と地域別予算収納体系

(出所) パク・ソンホ [2000] 等より筆者作成。

(注) 実線は国家機構上の関係、実線矢印は指導の関係、破線矢印は企業からの上納金の流れを示す。

図4-12 経済関連省(部)の変遷(最高人民会議第7期)

(1982年 4 月 5 日成立) 採取工業委員会 — 鉱業部 — 採取工業委員会 — (1985年10月19日統合)	[最高人民会議第8期] (1986年12月29日成立) - 採取工業委員会
石炭工業部 (1984年4月3日判明)  資源開発部 金属工業部	  資源開発部  - 金属・機械工業委員会
機械工業委員会 — 第1機械工業部 — (1984年3月2日判明) 第2機械工業部 — (1983年8月5日判明) 第4機械工業部 — 船舶工業部 — (1984年8月7日判明) 第3機械工業部 — (1985年10月19日変更) 第3機械工業部 — (1985年10月19日変更)	- 船舶工業部
(1983年11月20日判明) 農業委員会 (1985年10月19日統合)	- 農業委員会
貿易委員会 水産委員会 交通委員会 (廃止時期不明) 交通委員会 陸海運部 (1985年10月19日設置)	- 対外経済委員会 - 水産委員会 - 交通委員会
(1965年10月19日設置) (1985年10月19日設置) (1985年10月19日設置)	\ 鉄道部 - 電力工業委員会
建材工業委員会 建材工業部 建設建材工業委員会 (1984年9月21日判明) (1985年10月19日設置)	- 建設建材工業委員会
、林業部 (1984年10月15日判明)	- 林業部
化学工業部       化学・軽工業委員会         軽工業委員会       (1985年10月19日設置)	- 化学・軽工業委員会
人民奉仕委員会 国土・都市管理委員会 – 都市管理部 (1985年10月19日統合)	- 人民奉仕委員会
(設置時期不明) 貿易部 ————————————————————————————————————	∖ 商業部 - 貿易部
通信部 対外経済事業部	- 逓信部 - 対外経済事業部
財政部	- 対外経済争未命 - 財政部
資材供給部 中央資材総連合商社 (1985年10月19日設置)	- 中央資材総連合商社
国家科学技術委員会 ————————————————————————————————————	- 国家科学技術委員会 - 国家建設委員会 原子力工業部

### 図4-13 経済関連省(部)の変遷(最高人民会議第8期)

[最高人民会議第8期]	[最高人民会議第9期]
(1986年12月29日成立)	(1990年5月24日成立)
対外経済委員会 ————————————————————————————————————	—— 対外経済委員会
農業委員会 ————————————————————————————————————	—— 農業委員会
金属・機械工業委員会 ―― 金属工業部 ―――	—— 金属工業部
√(1987年10月14日設置)	
機械工業部 —————	—— 機械工業部
(1987年10月14日設置)	
建設建材工業委員会 —— 建材工業部 ————————————————————————————————————	—— 建材工業部
(1988年6月2日設置)	
建設部	—— 建設部
(1988年6月2日設置)	AL MA Market
化学・軽工業委員会 化学工業部 (1999年 6月 8月 7月	—— 化学工業部
(1988年6月2日設置)	和工學委旦人
◆軽工業委員会 (1988年 6 月 2 日設置)\	—— 軽工業委員会
(1988年 0 月 2 日	山一十一十多寸
・ 地方工業部 (1989年 1 月	—— 地方工業部
	鉱業部
	——
石農工業	725日 畝邑/ 部 ── 石炭工業部
(1990年1月	
交通委員会 (1550平17)	── 交通委員会
ALL ARA	海運部
電子自動化工業委員会 ———	—— 電子自動化工業委員会
(1988年12月15日設置)	37 727 727 737 727
人民奉仕委員会 ————————————————————————————————————	── 人民奉仕委員会
	都市経営部
電力工業委員会 ————————————————————————————————————	—— 電力工業委員会
水産委員会 ————————————————————————————————————	—— 水産委員会
国家建設委員会 ————————————————————————————————————	—— 国家建议安县云
国家科学技術委員会 ————————————————————————————————————	<b>一</b> 国家件子仅他安貝云
資源開発部 ——————————————	—— 資源開発部
原子力工業部 ————————————————————————————————————	—— 原子力工業部
船舶工業部 ————————————————————————————————————	
鉄道部 ————————————————————————————————————	—— 鉄道部
通信部 ————————————————————————————————————	逓信部
貿易部 対外経済事業部 ————————————————————————————————————	貿易部
林業部	—— 対外経済事業部 —— 林業部
労働行政部 ————————————————————————————————————	
財政部 ————————————————————————————————————	—— 另側打以部 —— 財政部
商業部 ————————————————————————————————————	
中央資材総連合商社 ————————————————————————————————————	
合営事業部 ————(不明)	「ノくがもかかい」日田工
(1988年11月26日設置)	

の他の「収入金」(税金に相当)を、「地方維持金」(事業税に相当)およびその他地方機関に納付する収入金と一緒にいったん地方財政機関に納めるようにすることになった。地方財政機関は中央直轄企業から来た収入金を国庫に上納する分と地方機関に納付する分とに分けることになった(パク・ソンホ[2000])。地方の経済指導機関は、傘下の財政機関に来る収入金を通じて企業の生産計画遂行状況を把握し、企業の生産活動に対する指導をいっそう熱心に行うことが期待されたようである(図 4-11)。

こうした地方経済機関の機能とそれを支える仕組みの確立と並行して、中央機関の統合が行われた。1984年までに鉱業部門、機械工業部門などで細分化の傾向が見られたが、1985年までに中央機関と地方経済機関の役割分担が確立すると、再び統合されるようになった。ただし、この統合の成果も1980年代後半に入ると、再び細分化して打ち消されてしまった(図 4-12、4-13)。

#### 第4節 部門別工業管理体系の再生

1980年代半ばに確立した中央行政機関と地方行政機関との役割分担は、1994年に金日成が死亡したことと1995年に大洪水による被害を被ったことによって、大きな変更を迫られることになった。

金日成は前述したとおり、最高指導者として1960年代初めから地域別経済管理体系の構想を発表し、1980年代半ばにそれを確立した人物であった。また、大洪水により経済規模が縮小し、それが1997年まで続いた。1998年に回復の徴候が見え始めたことで、新たな最高指導者である金正日はこれを契機に改革的な措置をとるようになった。

改革的な措置はまず、中央および地方の行政機関に対してなされた。1998年9月5日に開かれた最高人民会議第10期第1次会議では社会主義憲法が改正されたが、この憲法改正を通じて中央および地方の行政機構が改編、縮小された。

中央では、従前に最高人民会議とその常務委員会の下に、これまで政権機関とされた中央人民委員会と執行機関とされた政務院があったものを、最高人民会議常務委員会は最高人民会議常任委員会に改称、中央人民委員会は廃止、政務院は内閣に改称した。政務院は内閣に改編されるにあたって、その傘下の委員会・部が縮小された<sup>(1)</sup>。地方では、従前に地方人民会議の下に地方人民委員会と地方行政経済委員会があったものが、地方人民委員会の一本に統合された(図 4-14、4-15)。

また、地方では、従前に地方党責任秘書が当該地方人民委員会委員長を兼職してきた。今回の憲法改正に伴う人事措置では、この地方党責任秘書兼人民委員会委員長が人民委員会委員長の兼職を解かれた。そして、新たな地方人民委員会委員長の職には、従前に地方行政経済委員会委員長であった人物が就任した。そして地方行政経済委員会の下にあった部および処は、統合に伴い地方人民委員会の下に編入された(中川 [1999: 64-65])。

行政機関の縮小は、中央と地方の関係にも変化をもたらすものであった。 地域別工業管理体系の導入によって指導局に改編されていた管理局が、新た な内閣で復活した。そして、地方財政機関に納付されていた中央直轄企業の 収入金は直接、部門別の管理局または省に納付されるようになり、これにし たがって、地方行政経済委員会から従前の中央直轄企業に対する生産計画遂 行状況を掌握、指導する権限が剥奪され、それが内閣の省または管理局に移

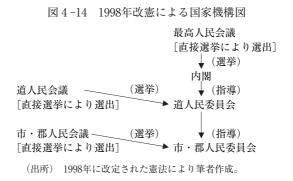


図4-15 経済関連省(部)の変遷(最高人民会議第9期および第10期)

	最高人民会議第10期]
	998年9月5日成立)
電力工業委員会 ————————————————————————————————————	電気石炭工業省
石炭工業部	A STATE OF THE STA
金属工業部機械工業部	金属機械工業省
船舶工業部 —————	
鉱業部 ————————————————————————————————————	採取工業省
資源開発部 ————————————————————————————————————	
原油工業部 ———	
(1995年判明)	
Z由=[几立[7	建設建材工業省
进址工类如	ZEXZII ZEK
交通委員会 海運部	陸海運省
海運部	
	鉄道省
此是印 曲 宏 禾 月 厶	<u> </u>
長未安貝云	辰未自 ルツエ来少
11子上未前 叔工要杀只久	11子上未自 叔工光少
鉄道部       農業委員会       化学工業部       軽工業委員会       地方工業部	牡土未有
地刀上未前 ————————————————————————————————————	
対外経済委員会 9 9 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	SZI EL (A)
貿易部	貿易省
対外経済事業部 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	11-秦·/b
林業部 ————————————————————————————————————	林業省
(1994年11月15日判明)	水産省
国家建設委員会 ——————	国家建設監督省
国家建設委員会 ————————————————————————————————————	商業省
糧政部 ———	収賣糧政省
(1995年判明)	八只生久日
No. 17. Apr	逓信省
人 民表什丞昌会	都市経営・国土環境保護省―― 国土環境保護省
通信部	(1999年3月3日設置)
相切性异山	都市経営省
国家科学技術委員会——(不明)	7
雷子白動化丁業委員会 — (不明)	(1999年 3 月 3 日設置) 電子工業省 (1999年 8 月 29日設置)
原子力工業部——原子力総局	(1999年8月29日設置)
(1994年 5 月14日判明)	(1335年 67]25日 [[[[[[]]]]]
	<b>学働</b> 省
労働行政部 ——————————— 財政部 ————————————————————————————————————	財政省
合営事業部 —— 合営総局	XI-X E
(1992年12月復活) (1995年判明)	
中央資材総連合商社-資材供給委員会-(	不明)
(1991年改編)	71.7747
(1331-1-15K MH)	

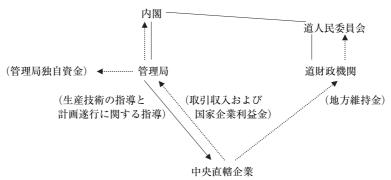


図 4-16 部門別工業管理体系と部門別予算収納体系

(出所) 図4-11に同じ。

(注) 実線は国家機構上の関係、実線矢印は指導の関係、破線矢印は企業からの上納金 の流れを示す。

管された。省または管理局はその収入金を通じて中央直轄企業の生産状況を 把握するようになったと同時に、独自に企業に対して投資を行う資金を留保 できるようになった。地域別予算収納体系からこのような「部門別予算収納 体系」への転換は(図 4-16)、中央行政機関をして部門別に企業に対して生 産計画を下ろし、技術指導のみならず、計画遂行を指導する権限をもつよう にしたものであった(パク・ソンホ [2000])。

この過程で企業は事実上、部門別にその経営活動についての評価を受けるようになった。これに伴って、技術的に後れていたり、採算が合わなかったりする企業に対する整理が進行したことは、在日朝鮮人機関紙である『朝鮮新報』が企業の「廃止」について言及していることからもうかがえる(『朝鮮新報』日本語版2002年8月5日)。

部門別工業管理体系の復活は企業の形態に対して変化をもたらした。その第1は企業の「専門化」であった。「専門化」とは企業をして国家が定める生産指標のみを専門的に担当させるという原則である(『労働新聞』2001年11月17日)。これによって、企業は生産指標にない製品を生産することが原則的に禁じられるようになった。この影響で多くの企業連合が一時的に解散に

価格(ウォン) 改定後6 8 <sup>1)</sup> 40 <sup>1.</sup> 6 <sup>2)</sup> 82 <sup>6)</sup> 08 <sup>1)</sup> 44 <sup>1.</sup> 5 <sup>2)</sup> 31 <sup>2)</sup>	2.26) 50.00 66.67 48.78 <sup>6</sup> 550.00 5.5) 575.00	5) O
$6^{2)}$ $82^{6)}$ $08^{1)}$ $44^{1}$	66.67 48.78 <sup>6</sup> 550.00 575.00	5) O
82 <sup>6)</sup> 08 <sup>1)</sup> 44 <sup>1</sup> . 46 <sup>4</sup> .	48.78 <sup>6</sup> 550.00 550.00 575.00	5)
08 <sup>1)</sup> 44 <sup>1.</sup>	2.23) 550.00 .5) 575.00	0
$46^{4.}$	575.00	
		)
$5^{2}$ $31^{2}$	62.00	
$07^{2)}$ $33^{2)}$	<sup>(2)</sup> 20 <sup>(3)</sup> 471.43	3
	285.71	1
-	$25.00^{6}$	5)
$\sim 50^{5}$ 1,60	$00^{5)}$ 32.00	~40.00
1,50	$00^{6)}$ 44.00 <sup>6</sup>	5)
2,10	$00^{6)}$ $60.00^{6}$	5)
22.86 <sup>6)</sup> 64,6	$600^{6}$ $70.00^{6}$	j)
$5^{2)}$ 225	5 <sup>2)</sup> 9.00	
$5^{2)}$ 555	52) 10.09	
$1^{2)}$ $2^{2)}$	20.00	
甘木任公	基本賃金 引き上げ	げ幅(倍)
基本賃金 改定後	·)	
基本頁金 以正依z /) (ウォン	$00^{1)}$ $15\sim 2$	$20^{2)}$
(ウォン	10 4	
ン) (ウォン 0 <sup>1)</sup> 2,00		
$(\dot{\mathcal{D}}_{1})$ $(\dot{\mathcal{D}}_{3})$ $(\dot{\mathcal{D}}_{3}$		-17.4
$(\dot{\mathcal{D}}_{1})$ $(\dot{\mathcal{D}}_{3})$ $(\dot{\mathcal{D}}_{3}$	$00\sim2,500^{2)}$	-17.4
/)	F' Z.U	$2,000^{1)}$ $2,000^{2}$ $15\sim 2$ $2,000\sim 2,500^{2}$

表 4-1 物価および賃金の改定 (2002年7月1日)

(出所) 1)は『朝鮮新報』朝鮮語版2002年7月26日の平壌発記事.2)は『環球時報』「中 国] 2002年8月15日に掲載された平壌での国家計画委員会副局長インタビュー. 3)は『読 売新聞』2002年10月1日に掲載された9月中・下旬の平壌での調査,4)は『朝鮮新報』 朝鮮語版2002年10月9日の平壌発記事、5)は『朝鮮新報』朝鮮語版2002年10月11日、6) は朝鮮大学校(小平市)の姜日天講師による訪問者からの聞き取り調査。

#### 追い込まれた。

第2の変化は企業管理に対する「質的指標」の導入である。「質的指標」 とは具体的に、労働生産性、設備稼動率、原価計算等を示す。この指標は概 念としては従前からあったものではあるが、実際には生産計画の量的達成だ けが評価され、これ自体が現実に適用されることはなかった。「質的指標」の導入とは、労働生産性、設備稼動率、原価計算等を政治・精神的評価と物質的刺激に結び付けて実際に意味のあるものにすることであった(『労働新聞』2001年11月18日、2002年8月17日、2002年10月3日)。

企業に対する改革的な措置は、企業内部で仕事を行っている勤労者の労働に対する評価にも及んだ。勤労者は従前には労働日や時間のみがその労働の評価対象であったが、改革的な措置によって「儲けた収入による評価」が導入され、実際にどれだけ利益を上げる仕事を行ったかによってその報酬が支払われるようになった(『労働新聞』2002年5月29日、『朝鮮新報』朝鮮語版2002年7月19日)。

「儲けた収入による評価」が実効性をもつようになるためには、当然、賃金が物価に相応していなければならなかった。しかし、1995年の水害によって食糧配給制度の機能が縮小したことで、勤労者は農民市場に食糧を求めるようになったが(UNDP [1998])、そこでは食糧の価格は急騰していたことは間違いない。そのため、勤労者のもらう賃金は実際に人々が食糧を求める農民市場などでの現実の物価に合致させて引き上げられる必要があった。2002年7月1日には価格と賃金を大幅に引き上げる措置がとられたが(表4-1)、この措置は、労働の報酬を現実の物価に合わせることで、企業内での改革的措置を実効性のあるものにしようとするための措置であったのである。

#### まとめ

行政機関と企業との関係に主眼を置いて朝鮮民主主義人民共和国の工業管理体系の変遷過程を見ると、今回の経済改革に関して以下のようにいうことができる。

第1に、工業管理体系は解放直後に部門別工業管理体系が形成されたこと

に始まる。経済規模の拡大にしたがって部門別工業管理体系では中央機関の 膨張や業務の煩雑化が進み、これに歯止めをかけるために、1960年代初めか ら地域別工業管理体系が少しずつ導入された。この過程では金日成自身の. 道党の責任者に直接道内の経済全般を担当させようとする構想が試行錯誤を 繰り返しながら導入され、これが1980年代半ばに確立された。今回の経済改 革は、その地方別工業管理体系を解体して部門別工業管理体系に回帰する側 面をもっている。工業管理体系の変遷という面から見ると、この経済改革は 1998年9月5日の憲法改正がその起点であったいうことができる。憲法改正 にしたがって、中央と地方のそれぞれの行政機関が改編された。この国家機 構の改編は単に組織規模を縮小しただけではなく、工業管理体系を変更する 第一歩であったということができる。そして、その新たな国家機構体系で企 業に対する改革的な措置がとられた。2002年7月1日の価格・賃金改定は、 それまで行政機関と企業に対して行われてきたさまざまな措置の延長線上に あったのである。

第2に、今回新たに形成された部門別工業管理体系とかつてのそれとは、 工業化の程度や経済規模の違いがあり、また、とくに新たなそれは行政機関 や企業組織のスリム化の過程として行われていること、そして企業の形態や 企業管理、労働評価制等、さまざまな質的な変化を伴っていることなどに留 意されなければならない。これは上から下までの効率化を目指す動きである。 ただし、経済状況が好転して経済規模が拡大すると、かつてのように再び地 域別工業管理体系を導入したり、あるいは企業自体に行政機関から独立した 権限をもたせたりするということが予想される。

第3に、部門別であっても地域別であっても、工業管理体系は国家が企業 に対して生産計画を達成させようとする目的で形成されたものである。今回 の経済改革もその目的に向かって動いている。ただし、労働評価制度の変更 や価格および賃金の改定等。個々の改革的措置が将来的に市場経済化に向か った場合、それに寄与することになる可能性は否定できない。

〔注〕———

- (1) 本章は、『アジア経済』第45巻第7号 (2004年7月) に「朝鮮民主主義人民 共和国の工業管理体系と経済改革——行政機関と国営企業との関係——」の タイトルで発表した論文を大幅に加筆修正したものである (中川 [2004b])。
- (2) 今日の平壌における説明では、解放直後に、日本人所有であった企業に対しては各地方に設置された道人民委員会商工部がその指導・管理にあたっていたことになっている(ホ・ヨンイク [1987: 10])。しかし、解放直後の各地の自治機関は名称、機構、機能もまちまちであり、名称や機構が統一されるのは、1945年10月8日にソ連軍政の指示によって5道人民委員会連合会議が開催されたことがきっかけである(中川 [2000a])。地方での企業を担当する機関名として「商工部」の名前が見られるのは、1946年1月22日に「北朝鮮商工部長会議」が開かれたという記録と、7月10日に産業局で「各道商工部長・国営道営責任者会議」が開かれたという記録がある(柳文華 [1949: 23、63])。このことは行政10局設置の後、各道人民委員会に商工部が置かれるようになり、北朝鮮臨時人民委員会成立後もしばらく存続していたことを示している。
- (3) 支配人唯一管理制の起源は、1945年10月22日に開かれた各炭鉱労働組合代表者会議で「一人管理制」の採用が決定されたことであると推定される(柳文華「1949: 127)。
- (4) 企業を直接担当する管理局の起源について、平壌での説明では、産業局のなかに部門別の管理処が設置されたことに求められている(朴永根 [1960: 127-128])。しかし、国有企業を管理・指導する管理局は内閣の組織よりも前に見られる。1946年5月13日に発表された北朝鮮臨時人民委員会布告第6号「石炭管理令」(5月7日付)では、平安南道、平安北道、黄海道を担当地域とする西鮮石炭管理局が平壌に、咸鏡北道を担当地域とする咸北石炭管理局が清津に、咸鏡南道を担当地域とする咸南石炭管理局が高原に設置されたが、管理局長の権限として、企業責任者の任免および移動、企業の職制、企業職員の定員および職員給与の規定、企業の毎年度運営方針および予算、製品の販売価格に関することが定められた(大陸研究所 [1990c: 268-269]、柳文華 [1949: 59])。そして、この権限はこれが共和国政府樹立後にも基本的に引き継がれたと見られる。
- (5) 取引収入と国家企業利益金は2002年度から「国家企業利得金」に一元化された。
- (6) 地方産業工場は1958年11月時までに2000余個, うち党中央委員会1956年 6 月全員会議から5カ月ほどの間に新設されたものが1000余個であり, 11月7日にはこれらの工場を支援する対策を立てた内閣決定第142号が出された(キム・ジョーンイル [1963: 103])。

- (7) 郡人民委員会の機能を縮小することについては、科学院経済法学研究所の出版物によると、1962年2月に金日成が黄海南道信川地区党および政権機関活動家会議で発表したとなっている(キム・ジェギョ [1963: 57])。しかし、1962年2月にそのような会議の記録は見当たらず、一方で、1月24~26日に信川地区農業部門活動家会議が行われたが、その参加者の回想では新たに組織された郡農業協同組合経営委員会が「過去の郡人民委員会の古い行政式指導方法と官僚主義的指導作風を廃して協同農場を企業的に指導することについての問題」を具体的に明示したとある(パク・ソンサム [1974: 197])。『金日成著作集』や『金日成全集』にはこの会議に関する文献は収録されていないが、1月22日に金日成が黄海南道市・郡人民委員会委員長、副委員長と行った談話が収録されており、そこには郡人民委員会の権限を縮小することに関する内容が含まれている(『金日成著作集(16)』1982年刊行、39~53ページ)。
- (8) 『労働新聞』1974年10月31日で鉱業委員会石炭工業総局,同紙1974年11月11日で球場地区石炭工業経営局,同紙1974年12月4日で慈江道有色鉱業経営局,同紙1974年12月29日で鉱業委員会肥料工業総局,同紙1974年12月30日で鉱業委員会機械工業総局,同紙1975年7月2日で黄海南道有色鉱業経営局,同紙1975年7月24日で慈江道有色鉱業経営局,同紙1975年10月17日で价川地区石炭工業経営局,同紙1975年10月19日で咸北道石炭工業経営局,同紙1976年2月22日で徳川地区石炭工業経営局,同紙1979年3月29日で鉱業総局の存在が確認できる。
- (9) 道経済指導委員会の設置は『労働新聞』1981年10月15日の社説で発表された。そして、同紙1981年10月31日で黄海南道経済指導委員会、同紙1981年11月10日で平安北道経済指導委員会、同紙1981年11月17日で咸鏡南道経済指導委員会と平安南道経済指導委員会、同紙1981年11月28日で慈江道経済指導委員会、同紙1981年12月16日で江原道経済指導委員会が初めてその名称を公にした。これらの記事によって、1981年10月頃に、各道に経済指導委員会が組織され、その下に管理局あるいはそれより規模が大きい総局、それより規模が小さい管理処を置いていたことがわかる。一方、政務院委員会・部の指導局については、同紙1980年1月15日で電力工業部中小型発電所建設指導局、同紙1981年1月2日で石炭工業部生産指導局、同紙1982年1月20日で電力工業部発電所指導局、同紙1983年2月8日で採取工業委員会石炭協同生産指導局の存在が確認される。
- (10) 地方の党責任秘書は1972年憲法の制定に際して人民委員会委員長を兼任するようになっていたが、1977年2月28日の党中委員会政治委員会でこの兼任制は廃止された(『金日成全集(61)』2005年刊行、401ページ)。この兼任制の復活は、『労働新聞』1985年5月31日で、5月30日にはすでに平壌市の党責任秘書と人民委員会委員長が兼任されていることで確認できる。

(II) 1998年の憲法改正による行政機関の変更は、1997年10月8日に金正日が党中央委員会総秘書に「推戴」されたときに中央機関で「省」の党組織が結成されていたことから、すでにその準備に入っていたことがわかる(『労働新聞』1997年10月9日)。